

江戸幕府の医療制度に関する史料(二)

—土岐長元家由緒書など—

香取 俊光

先回は、国立公文書館所蔵の元禄十三年(一七〇〇)『侍医分限記』(請求番号一五一—一九六)を紹介した。今回も、同館所蔵の史料群『江戸城多門櫓文書』の中から貴重な史料を紹介する。

『江戸城多門櫓文書』は、江戸幕府の末期のものがほとんどで、重要なものがあるがあまり知られていない。この史料群は内閣文庫が、江戸幕府より多くの和漢書とともに多くの古記録・古文書類を引き継ぎ、その内の江戸城の多門櫓に所蔵されてきたといわれる古文書類である(『江戸城多門櫓文書目録』「明細短冊の一部」解説より)。

この史料群の中に、土岐長元・河野平之丞・曲直瀬養安院家の三家に関する由緒書などが七点ある(『江戸城多門櫓文書』の閲覧の際は、「多門櫓・史料番号」で請求)。

一 元治元年(一八六四)十一月『寄合医師土岐長元由緒書』
(多門櫓二六七)

二 (元治元年)十一月二日『寄合医師土岐長元跡目願』
(多門櫓三四七—一〇)

三 (慶応元年、一八六五)丑二月『奥詰医師曲直瀬養安院由緒

書』
(多門櫓一六〇八)

四 年欠『曾祖父曲直瀬養安院跡式・家督相続ニ付』覚』
(多門櫓四〇四三—一)

五 慶応三年(一八六七)五月十二日『河野平之丞由緒書』
(多門櫓二二七—一)

六 慶応二年十二月十八日『寄合医師河野平之丞養子願』
(多門櫓六三—五)

七 (慶応三年)卯五月十二日『寄合医師河野平之丞跡目願』
(多門櫓三〇三—一)……二通

三家の由緒書は、記載の詳細に多少の差があるが、その家の系譜を知る上には重要な史料である。

今回は一と二の土岐長元家関係の史料を紹介する。三と四の曲直瀬養安院家の関係史料は、『漢方の臨床』第三六卷十号(一九八九)に紹介したので併せて参照されたい。史料の翻刻に際しては、字体など史料に忠実に直し、()内は著者の注である。

土岐という家は、幕府の内科の医員に二家あり、本史料に該当する土岐長元家は『寛政重修諸家譜』第十九(一七三頁)。以後『諸家譜』と略す)に、他方の土岐龍安家は『諸家譜』第十九(一七三頁)に見える。『諸家譜』からは、両家の姻戚関係は認められない。

土岐家について、『諸家譜』と『由緒書』の記載に若干の相違がある。たとえば、『由緒書』には元祖長元敦山が初め町医師であったとあるが、『諸家譜』には見えない。また、『由緒書』に長

元敦山が某年徳川秀忠に初見し、正保二年（一六四五）に召出され御番医師に仰付られたとある。しかし、『諸家譜』には、正保四年十一月三日に召されて家光に仕えたとある。『徳川実紀』同日条にも、

醫士土岐長元敦山召出されて醫員に加へらる

とある。また、『由緒書』は『諸家譜』と違い直系の系譜だけが、幕末まで細かい事蹟の記載がある。

土岐家の葬地は、『由緒書』の七代目格庵常吉つねよしの事蹟の中に、京都深草玉泉院に先祖の墓参りをする記事がみえる。『諸家譜』には元祖長元敦山より代々渋谷の長谷寺を葬地としたとあるので、長元敦山が幕府の医員に登用以後は江戸に葬地を移動したものと考えられる。

一 元治元年（一八六四）十一月『寄合医師土岐長元由緒書』

（多門櫓二六七）

「〔内端裏書〕
」由緒書

寄合御医師

土岐 長元

一 元祖

（拾頭）

土岐 長元（敦山）

始町醫師ニ罷在候処 台徳院様（徳川秀忠）御代年月日不

相知（平出） 御目見被

仰付正保二酉年月日不知被 召出御番醫師

被 仰付高三百俵被 下置候萬治元戌年九月八日 日光御門主

御差添被 仰付登山仕候同（二脱力）亥年十二月廿六日同様ニ

付登山仕候（拾頭） 敢有院様（徳川家綱）御喪去迄相動申候天和三年十月六日病死仕候（八十五歳）

一 二代目

土岐 格庵（懐山）

明曆三酉年月日不相知部屋住ニ而（拾頭） 敢有院様江初而御目見仕年

始五節句月次御禮罷出申候延寶五巳年九月十八日家督無相違被

下置即日寄合被 仰付同年十月六日御番醫師被 仰付元禄九子

年十一月五日病氣ニ付願之通御番 御免被 仰付寄合罷成申候

寶永三戌年四月廿三日病死仕候（七十六歳）

土岐 重元（端山）

一 三代目 元禄六酉年十一月十五日部屋住ニ而（拾頭） 常憲院様（徳川綱吉）江

初而 御目見仕年始五節句月次御禮罷出申候同十三辰年七月五

日家督無相違被 下置即日寄合被 仰付寶永五子年六月廿三日

御番醫師被 仰付享保二十卯年二月六日病氣ニ付願之通御番

御免被 仰付寄合罷成申候同年十二月十日願之通隠居被 仰付

候元文三年五月廿四日病死仕候（六十四歳）

一 四代目

土岐 格庵（悠山）

享保六丑年八月五日部屋住ニ而（拾頭） 有徳院様（徳川吉宗）江初而

御目見仕年始五節句月次御禮罷出候同二十卯年十二月五日家督

無相違被 下置即日寄合被 仰付候元文二巳年十二月廿六日御

番醫師被 仰付寛延四未年十二月五日病氣ニ付願之通御番 御

免被 仰付寄合罷成申候明和二酉年八月四日願之通隠居被 仰

付尤夢々改名仕候安永三年二月廿二日病死仕候(七十歲)

一 五代目 土岐 長庵(保教)

右長庵儀實南部大膳太夫家来土岐五郎左衛門(政清)次男ニ御座候処格庵男子無御座候ニ付長庵儀從弟之續ヲ以年月日不知願之通躰養子被 仰付候延享二丑年八月十一日部屋住ニ而 悖信院様(徳川家重)江初而 御目見仕年始五節旬月次御禮罷出候明和二酉年八月四日家督無相違被 下置即日寄合被 仰付候安永四未年閏十二月十二日病氣ニ付願之通隱居被 仰付同七戌年九月七日病死仕候(五十三歲)

一 六代目 土岐 重元(滿啓)

明和四亥年十二月九日部屋住ニ而 俊明院様(徳川家治)江初而 御目見仕年始五節旬月次御禮罷出候安永四未年閏十二月十二日家督無相違被下置即日寄合被 仰付候天明二寅年三月五日御番醫師被 仰付同四辰年六月廿二日病死仕候(四十歲)

一 七代目 土岐 格庵(常吉)

天明四辰年九月六日父跡式無相違被 下置即日寄合被 仰付候処其御病氣ニ付寛政八辰年三月十五日 文恭院様(徳川家齋)江初而 御目見仕年始五節旬月次御禮罷出候文化十一戌年八月十日來亥年四月(拾頭) 權現様(徳川家康)二百回御忌之節日光江相詰御用可相勳旨被 仰付翌三月廿一日御暇被下置金壹枚時服二拝領仕同月廿七日御當地出立仕於彼地御用相勳四月廿六日帰

府仕五月朔日(平出) 御目見被 仰付候文政九戌年十月七日無官寄

合醫師取締役可相勳旨被 仰渡同十二丑年七月廿日松平肥前守(鍋島齋直) 於肥前國佐賀病氣ニ付依願被差遣旨被仰渡翌廿一日御當地出立仕彼地療用相濟歸府之節京都深草玉泉院先祖之墓

參仕度段奉願京都江相廻十月廿三日歸府仕候天保三辰年五月六日(平出) 文姫君様御附被 仰付御番料百俵被下置同月十四日與詰被 仰付御附其儘可相勳旨被仰渡候同八酉年 御同所様御逝去後與詰其儘相勳申候同年八月廿四日 日光御門主御差添被 仰

付九月六日御當地出立仕同月廿四日歸府仕候同九戌年正月廿八日(平出) 松榮院様(淺姫、家齊女、松平齊承室) 御附被 仰付御番料百俵被下置與詰其儘相勳罷在候嘉永五子年八月十二日願之通格庵々改名被仰付其後病氣ニ付同年十二月廿五日願之通隱居被 仰付且年寄候迄相勳候ニ付金三枚被下置候旨於菊之間御老

中御列座松平和泉守殿被 仰渡拝領仕候嘉永六丑年三月十二日病死仕候(八十六歲)

一 八代目 土岐 長元

(拾頭) 文恭院様御代父格庵儀(平出) 文姫君様御附與詰御醫師之節天保三辰年閏十一月十八日實子惣領格庵儀病死仕候ニ付私儀次男惣領仕度段奉願候處同年願之通被 仰付天保四巳年九月廿五日願之通部屋住ニ而 文恭院様江 御目見被 仰付年始五節旬月次御禮罷出嘉永五子年十二月廿五日父格庵願之通隱居被 仰

付家督無相違被下置即日寄合被 仰付同七寅年九月七日 日光御門主御差添被 仰付登山仕候安政六未年同日日光江登山仕候同

中年同様日光江登山仕候文久三亥年三月廿三日無官寄合醫師取締手傳可相勤旨被 仰渡同年十二月二十六日病氣ニ付願之通隱居被 仰付候改名願之通靜山ニ被 仰付候

一 九代目

土岐 長元

慎徳院様(徳川家慶)養父長元男子無御座候ニ付續者無御座候得共躰養子仕度段嘉永六丑年六月四日願之通躰養子被 仰付安政四巳年四月廿七日願之通部屋住ニ而初而(平也) 御目見被仰付年始五節旬月次御禮罷出申候文久三亥年十二月廿六日養父長元願之通隱居被 仰付家督無相違被下置即日寄合醫師被 仰付候右之通御座候以上

元治元子年十一月

寄合御醫師
(九代目)土岐 長元

この『由緒書』を提出した同じ月に、次の『跡目願』が村上良三某より幕府に提出されている。これによれば、九代目土岐長元某は痔癆を煩っており、とくに十月からは悪化し、十一月二日卯刻(午前六時頃)に死去したことがわかる。また、長元某は、実子惣領長庵某が十二才という年齢のためか、跡目のことを在生中に同じ寄合医師の村上良三に依頼しておき、長元某の死亡に際して村上良三より『跡目願』が幕府に提出されたものである。

二 元治元年十一月二日『寄合医師土岐長元跡目願』

(多門檜三四七一〇)

〔一〕内端裏書
「跡目願」

奉願候覚

寄合御醫師
村上 良三

高三百俵

寄合御醫師
(九代目)土岐 長元

御目見未仕候

子歳 三十七才
(十代目)土岐 長庵
子歳 十二才

右之外男子無御座候

右長元儀痔癆相煩候処去月中より別而相勝不申養生不相叶今二日卯刻死去仕候右跡式之儀実子惣領長庵江被下置候様奉願候段存生之内私江申置候依之右之段申上候以上

(元治元年)
十一月二日

寄合御醫師
村上 良三

(北里研究所附属東洋医学総合研究所・医史文献研究室客員研究員)